

感染症対策に関する行政評価・監視
—国際的に脅威となる感染症への対応を中心として—

結果報告書

平成 29 年 12 月

総務省行政評価局

前 書 き

グローバリゼーションの進展等により、国境を越えて国際社会全体に広がる感染症が脅威となっており、近年は、西アフリカにおけるエボラ出血熱の感染拡大、アラビア半島諸国を中心に発生が確認された中東呼吸器症候群（MERS）の韓国における感染拡大などがみられる。

これらの事案は、流行国の国民生活及び経済活動への甚大な影響のみならず、国際社会にも大きな影響と不安を与えたところであり、今後、エボラ出血熱やMERS以外にも国際的に脅威となる感染症が発生するおそれがあるとされている。

このような中で、国は、検疫法（昭和26年法律第201号）により、検疫所において国内に常在しない感染症の病原体の国内侵入を防止するとともに、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）により、感染症指定医療機関の整備を促進するなど国内対策としての備えを行ってきた。また、平成27年9月、「国際的に脅威となる感染症対策の強化に関する基本方針」（平成27年9月11日国際的に脅威となる感染症対策関係閣僚会議決定）を定め、国際的に脅威となる感染症に対する国内の対応能力の向上により危機管理体制を強化することとしている。

しかし、感染症対策への取組については、感染症に感染したおそれのある者に対する入国後の健康状態等の把握や、適切な患者搬送を行うための体制・機材の確保や関係機関の連携が不十分な状況がみられるほか、感染症指定医療機関の中には診療体制等が不十分なものがあるとの指摘もある。

この行政評価・監視は、以上のような状況を踏まえ、国際的に脅威となる感染症を中心として、感染症が発生した際の迅速・的確な対応を確保する観点から、検疫所における水際対策の実施状況及び感染症のまん延防止対策の実施状況を調査するとともに、今後の感染症危機への対応のために必要な関係行政機関等の連携の実態を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

目 次

第1	行政評価・監視の目的等	1
第2	行政評価・監視結果	2
1	感染症対策をめぐる背景事情	2
2	検疫所における水際対策の徹底・充実	28
(1)	健康監視の的確な実施	28
(2)	検疫感染症患者等への対応措置の実効性の確保	90
ア	検疫感染症患者等の隔離・停留先及びその搬送手段の適切な確保	90
イ	総合的訓練の適切な実施	112
3	感染症のまん延防止対策の徹底・充実	122
(1)	感染症指定医療機関における診療体制等の適切な整備	122
(2)	国内で発生した感染症患者等の移送措置の実効性の確保	185

図 表 目 次

1 感染症対策をめぐる背景事情

(1) 近年における感染症の発生動向

表1-(1)-1 我が国における感染症の発生数の状況（平成23年から27年まで）	12
図1-(1)-2 我が国における1類感染症患者の発生例	15
図1-(1)-3 エボラ出血熱の概要	16
図1-(1)-4 エボラ出血熱による被害状況	17
図1-(1)-5 先進国におけるエボラ出血熱患者の状況（平成27年10月時点）	17
図1-(1)-6 我が国においてエボラ出血熱への感染を疑い対応した事例	18
図1-(1)-7 海外における1類感染症等の発生状況	18
図1-(1)-8 MERSの発生状況	19
図1-(1)-9 鳥インフルエンザ（H5N1）の発生状況	20
図1-(1)-10 鳥インフルエンザ（H7N9）の発生状況	21
表1-(1)-11 感染症法に基づく感染症の分類	22
表1-(1)-12 検疫感染症の関係法令	24
表1-(1)-13 検疫感染症の種類	24

(2) 訪日外国人旅行者数・出国日本人数の推移と我が国への感染症の侵入リスク

表1-(2)-1 訪日外国人旅行者数・出国日本人数の推移（昭和39年から平成28年まで）	25
図1-(2)-2 「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）の概要	26

(3) 感染症対策の概要

表1-(3) 感染症指定医療機関の種類等	27
----------------------	----

2 検疫所における水際対策の徹底・充実

(1) 健康監視の的確な実施

図2-(1)-1 「観光立国推進基本計画」（平成29年3月28日閣議決定）の概要	39
表2-(1)-2 「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会に向けた政府の取組」（平成28年10月7日内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局公表）〈抜粋〉	39
表2-(1)-3 検疫所の検疫業務に関する規定	40
図2-(1)-4 検疫業務の流れ	41
表2-(1)-5 検疫所本所・支所・出張所の設置状況（平成29年4月1日現在）	42
図2-(1)-6 全国における検疫所の設置状況（平成29年4月1日現在）	43
図2-(1)-7 検疫人員数、検疫所職員数及び訪日外国人旅行者数の推移	44
図2-(1)-8 検疫法の改正（平成15年）の概要	45
表2-(1)-9 健康監視制度に関する規定	46
表2-(1)-10 「西アフリカにおけるエボラ出血熱発生への対応について」（平成26年8月8日付け健感発0808第2号・食安検発0808第1号厚生労働省健康局結核感染症課長・医薬食品局食品安全部企画情報課検疫所業務管理室長通知）〈抜粋〉	47
表2-(1)-11 「中東呼吸器症候群における検疫対応について」（平成26年7月24日付け健感発0724第3号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）〈抜粋〉	48
表2-(1)-12 「鳥インフルエンザA（H5N1又はH7N9）における検疫対応について」（平成18年10月17日付け健感発第1017001号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。平成25年4月26日一部改正）〈抜粋〉	49

図2-(1)-13	エボラ出血熱に係る健康監視対象者の定義の変遷	50
図2-(1)-14	エボラ流行国からの入国者用のポスター（平成26年9月5日時点）	51
表2-(1)-15	「アフリカにおけるエボラ出血熱発生への対応について」（平成26年10月21日付け健感発1021第2号・食安検発1021第3号厚生労働省健康局結核感染症課長・医薬食品局食品安全部企画情報課検疫所業務管理室長通知） ＜抜粋＞	52
表2-(1)-16	エボラ出血熱に係る検疫対応に際しての入国管理局との連携強化の概要	53
表2-(1)-17	「西アフリカにおけるエボラ出血熱への検疫対応について」（平成28年2月19日付け健感発0219第1号・生食検発0219第1号厚生労働省健康局結核感染症課長・医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部企画情報課検疫所業務管理室長通知） ＜抜粋＞	55
表2-(1)-18	「エボラ出血熱についてのリスクアセスメントの更新とそれに伴う対応の変更について」（平成29年10月2日付け健感発1002第6号・薬生食検発1002第4号厚生労働省健康局結核感染症課長・医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課検疫所業務管理室長通知） ＜抜粋＞	56
図2-(1)-19	MERSに係る健康監視対象者の定義の変遷	57
表2-(1)-20	「韓国で発生している中東呼吸器症候群（MERS）への検疫対応について」（平成27年6月4日付け健感発0604第2号厚生労働省健康局結核感染症課長通知） ＜抜粋＞	58
表2-(1)-21	「中東呼吸器症候群における検疫対応について」（平成27年9月18日付け健感発0918第7号厚生労働省健康局結核感染症課長通知） ＜抜粋＞	59
表2-(1)-22	「中東呼吸器症候群における検疫対応について」（平成29年7月7日付け健感発0707第3号厚生労働省健康局結核感染症課長通知） ＜抜粋＞	60
図2-(1)-23	MERSに関する出入国者用のリーフレット（平成27年9月18日時点）	61
図2-(1)-24	健康監視対象者用指示書の様式	62
表2-(1)-25	「西アフリカにおけるエボラ出血熱発生への対応について」（平成26年11月21日付け健感発1121第15号・食安検発1121第5号厚生労働省健康局結核感染症課長・医薬食品局食品安全部企画情報課検疫所業務管理室長通知） ＜抜粋＞	65
表2-(1)-26	「健康監視に関する留意事項について」（平成26年11月21日付け厚生労働省健康局結核感染症課・医薬食品局食品安全部企画情報課検疫所業務管理室事務連絡） ＜抜粋＞	66
図2-(1)-27	エボラ出血熱に係る健康監視対象者が発生した場合、当該対象者の居所の所在地を管轄する都道府県等へ送付する通知書の様式	68
図2-(1)-28	MERSに係る健康監視対象者が発生した場合、当該対象者の居所の所在地を管轄する都道府県等へ送付する通知書の様式	70
表2-(1)-29	調査した検疫所における健康監視対象者の選定状況	72
表2-(1)-30	全国の検疫所における健康監視対象者の選定状況	72
表2-(1)-31	調査した検疫所における健康監視対象者の選定状況（平成27年）	73
表2-(1)-32	調査した45感染症指定医療機関におけるエボラ出血熱又はMERSに係る疑似症患者等の受入れ状況	73
表2-(1)-33	エボラ流行国に滞在歴がありながら入国時に自己申告しなかった事例	74
表2-(1)-34	MERSに係る健康監視対象者に選定されなかったものの、MERS流行国の滞在歴があり、入国後に発熱等の症状を呈し、感染症指定医療機関を受診等した事例	75
表2-(1)-35	MERS流行国に滞在シラクダとの濃厚接触歴がありながら入国時に自己申告しなかった事例	76
表2-(1)-36	エボラ流行国の国籍を持つ外国人の検疫所別の入国状況（平成27年）	77

表2-(1)-37	MERS 流行国の国籍を持つ外国人の検疫所別の入国状況 (平成27年)	78
表2-(1)-38	エボラ出血熱に係る健康監視対象者の報告の遅延・中断状況	79
表2-(1)-39	エボラ出血熱に係る健康監視対象者からの健康状態等の報告が2週間以上中断し、検疫所が健康状態等の確認や居所の特定ができないまま健康監視期間が終了した事例	79
表2-(1)-40	MERS に係る健康監視対象者の報告の遅延・中断状況	80
表2-(1)-41	MERS に係る健康監視対象者からの健康状態等の報告が1週間以上中断し、検疫所が健康状態等を十分に確認できないまま健康監視期間が終了した主な事例	81
表2-(1)-42	調査した検疫所における報告遅延・中断者への対応が区々となっている状況	84
表2-(1)-43	MERS に係る健康監視対象者からの健康状態等の報告を1日1回としている事例	85
表2-(1)-44	エボラ出血熱に係る健康監視対象者が発熱症状等を呈し、検疫所に事前連絡することなく一般の医療機関を直接受診した事例	86
表2-(1)-45	健康監視対象者の居所及び移動先の所在地を管轄する都道府県等への通知の遅延状況	87
表2-(1)-46	健康監視期間中に健康監視対象者から居所の移動報告を受けながら、移動先の都道府県等に連絡していない事例	88
表2-(1)-47	入国時に健康監視対象者の居所の移動予定を把握していたものの、移動先の都道府県等への通知が入国日から1週間以上遅延している事例	89

(2) 検疫感染症患者等への対応措置の実効性の確保

ア 検疫感染症患者等の隔離・停留先及びその搬送手段の適切な確保

表2-(2)-ア-1	隔離、停留等に関する規定	94
表2-(2)-ア-2	「西アフリカにおけるエボラ出血熱への検疫対応について」(平成28年2月19日付け健感発0219第1号・生食検発0219第1号厚生労働省健康局結核感染症課長・医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部企画情報課検疫所業務管理室長通知) <抜粋>	96
表2-(2)-ア-3	「新型インフルエンザ等検疫要領」(平成25年11月29日厚生労働省策定) <抜粋>	97
表2-(2)-ア-4	隔離・停留の仕組み	98
表2-(2)-ア-5	「患者の委託収容に係る契約書について」(平成16年10月22日付け食安検発第1022005号厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課検疫所業務管理室長通知) <抜粋>	99
表2-(2)-ア-6	「検疫感染症患者発見時等の危機管理措置要領について」(平成28年2月10日付け健感発0210第4号厚生労働省健康局結核感染症課長通知) <抜粋>	99
表2-(2)-ア-7	「感染症の患者の移送の手引きについて」(平成16年3月31日付け健感発第0331001号厚生労働省健康局結核感染症課長通知) <抜粋>	100
表2-(2)-ア-8	「一類感染症発生時非常対応訓練に関する報告書の送付等について」(平成14年6月11日付け食検発第0611001号厚生労働省医薬局食品保健部企画課検疫所業務管理室長通知)	102
表2-(2)-ア-9	検疫感染症患者発見時等の危機管理措置要領に基づき各検疫所が措置マニュアルで手順を定める必要があると考えられる事項	102
表2-(2)-ア-10	調査した検疫所における検疫感染症患者等の隔離・停留に係る入院を委託する感染症指定医療機関の確保状況	103
表2-(2)-ア-11	新型インフルエンザ等感染症に係る停留対象者の収容先を確保していないもの	103

表2-(2)-ア-12	島外の第1種感染症指定医療機関との間で1類感染症の患者等の隔離・停留に係る入院委託契約を締結していないもの	104
表2-(2)-ア-13	新型インフルエンザ等感染症の患者等に係る隔離・停留先として第2種感染症指定医療機関を確保しているが、一般病床に収容する取扱いとなっているもの	105
表2-(2)-ア-14	調査した検疫所における検疫感染症患者等の搬送手段・体制の確保状況	106
表2-(2)-ア-15	検疫感染症患者等の搬送手段の確保状況(離島に所在する検疫所)	107
表2-(2)-ア-16	検疫感染症患者等を搬送するための車両を確保しておらず、関係機関との連携・協力体制も十分ではないため、検疫感染症患者等を発見した場合、搬送をめくり混乱するおそれが考えられるもの	107
表2-(2)-ア-17	エボラ出血熱に係る隔離・停留対象者の搬送方法として措置マニュアルに記載された手順・方法について、現状では実施が困難とみられるもの	108
表2-(2)-ア-18	消防機関及び保健所から検疫感染症患者等の搬送協力について承諾を得ているが、有事の際の役割分担や具体的な搬送手順等に関する取決めを行っていないもの	108
表2-(2)-ア-19	検疫所において、配備されている公用車(普通乗用車)は重症化した検疫感染症患者等の搬送に適さないと認識しているものの、関係機関との搬送協力に係る協議が進んでいないもの	109
表2-(2)-ア-20	検疫感染症患者等の搬送に係る民間事業者との連携が不十分なもの	109
表2-(2)-ア-21	措置マニュアルにおける新型インフルエンザ等感染症の患者等の搬送に係る内容と関係機関との取決め内容との間で齟齬があるもの	110
表2-(2)-ア-22	措置マニュアルにおいて停留対象者の搬送にバスを使用すると定めているが、バス事業者の合意を得ていないもの	111
イ 総合的訓練の適切な実施		
表2-(2)-イ-1	「汚染船舶等措置訓練の実施について」(昭和36年3月27日付け衛発第258号厚生省公衆衛生局長通知) <抜粋>	114
表2-(2)-イ-2	「検疫感染症患者発見時等の危機管理措置要領について」(平成28年2月10日付け健感発0210第4号厚生労働省健康局結核感染症課長通知) <抜粋>	115
表2-(2)-イ-3	「国際的に脅威となる感染症対策の強化に関する基本計画～絶え間ない感染症の脅威に挑戦する日本のアクション～」(平成28年2月9日国際的に脅威となる感染症対策関係閣僚会議) <抜粋>	115
表2-(2)-イ-4	調査した検疫所における総合的訓練の実施状況(平成25年度～27年度)	116
表2-(2)-イ-5	平成25年度から27年度までの3年間に総合的訓練を実施していないもの	116
表2-(2)-イ-6	年度ごとに訓練メニューを組み替えて実施しているもの(高松空港出張所)	117
表2-(2)-イ-7	検疫感染症患者等の搬送に係る協力を得ることとしている消防機関が総合的訓練に参加しているものの、その役割が訓練の見学や患者発見を知らせるファクシミリの受信等にとどまっているもの	118
表2-(2)-イ-8	搬送協力について合意が得られた保健所及び搬送業務を委託した民間事業者から訓練参加の要望を受けながら、参加させていないもの	120

表2-(2)-イ-9 総合的訓練の参加機関から提案された問題点・課題に検疫所が対応していないもの	121
--	-----

3 感染症のまん延防止対策の徹底・充実

(1) 感染症指定医療機関における診療体制等の適切な整備

表3-(1)-1 感染症に係る医療提供体制の整備に関する規定	134
表3-(1)-2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)(感染症指定医療機関の指定等に関する規定関係) <抜粋>	135
表3-(1)-3 感染症指定医療機関の指定状況(平成29年4月1日現在)	136
表3-(1)-4 「感染症指定医療機関の指定について」(平成11年3月19日付け健医発第457号厚生省保健医療局長通知) <抜粋>	136
表3-(1)-5 「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」(平成11年厚生省告示第115号) <抜粋>	137
表3-(1)-6 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第38条第2項の規定に基づく厚生労働大臣の定める感染症指定医療機関の基準」(平成11年厚生省告示第43号) <抜粋>	138
表3-(1)-7 「感染症指定医療機関の施設基準に関する手引きについて」(平成16年3月3日付け健感発第0303001号厚生労働省健康局結核感染症課長通知)の概要	141
表3-(1)-8 感染症指定医療機関の主な要件	144
表3-(1)-9 感染症指定医療機関の施設・設備整備等に係る国庫補助制度の概要	145
表3-(1)-10 感染症指定医療機関の施設・設備整備等に係る国庫補助金の交付実績	146
表3-(1)-11 感染症指定医療機関に対する指導等に関する規定	147
表3-(1)-12 「感染症指定医療機関における新興感染症患者受け入れ準備に関する調査」(厚生労働科学研究費補助金(新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業)一類感染症の患者発生時に備えた治療・診断・感染管理等に関する研究) <抜粋>	148
表3-(1)-13 「一類感染症に関する検討会報告書」(平成28年6月10日一類感染症に関する検討会) <抜粋>	149
表3-(1)-14 調査した都道府県のうち、管内の感染症指定医療機関における受け入れ可能な病床数が基準病床数を下回るもの	150
表3-(1)-15 管内の感染症指定医療機関における指定病床数が基準病床数を下回る理由等	151
表3-(1)-16 調査した感染症指定医療機関において指定病床数どおりの感染症患者等の受け入れが困難としているもの	153
表3-(1)-17 指定病床数どおりの感染症患者等の受け入れが困難としている感染症指定医療機関に対する運営費補助金(国庫補助)の交付状況	155
表3-(1)-18 調査した感染症指定医療機関において指定病床数と実際に受け入れ可能な病床数との間にかい離がみられるもの	156
表3-(1)-19 調査した感染症指定医療機関における感染症の診療に係る医師の配置状況	158
表3-(1)-20 調査した感染症指定医療機関における感染症の診療に係る看護師の配置状況	159
表3-(1)-21 調査した感染症指定医療機関における感染症の診療チームに係る取決めの状況	160
表3-(1)-22 調査した特定感染症指定医療機関において感染症の診療チームの編成方針を具体的に取り決めているもの	160
表3-(1)-23 調査した感染症指定医療機関において感染症の診療チームの編成を具体的に想定していない理由	161

表3-1-24	調査した感染症指定医療機関における感染症病室の整備状況	162
表3-1-25	調査した第2種感染症指定医療機関においてMER Sの疑似症患者を受け入れたことを契機に簡易陰圧装置を設置したもの	163
表3-1-26	調査した感染症指定医療機関における第2種感染症指定医療機関の感染症病室に関する意見	164
表3-1-27	2類感染症の変遷	165
表3-1-28	調査した感染症指定医療機関における集中治療室の整備状況	166
表3-1-29	調査した特定感染症指定医療機関及び第1種感染症指定医療機関において感染症患者等の治療に集中治療室は使用しない方針としているもの	167
表3-1-30	調査した感染症指定医療機関において感染症患者等に集中治療を行うことは困難としているもの	168
表3-1-31	調査した感染症指定医療機関における感染症患者等に対する集中治療に関する意見	169
表3-1-32	「新しい感染症病室の施設計画ガイドライン」(平成13年5月1日感染症病棟の建築・設備に関する研究会(厚生科学研究費補助金(新興・再興感染症研究事業))<抜粋>	171
表3-1-33	調査した感染症指定医療機関における感染症病室及び集中治療室以外の医療施設・設備の指定基準等への適合状況	172
表3-1-34	調査した感染症指定医療機関における不適合とみられる事例の項目別の内訳	173
表3-1-35	調査した感染症指定医療機関における不適合とみられる主な事例	175
表3-1-36	厚生労働省及び調査した都道府県における感染症指定医療機関に対する指定後の医療施設・設備等の確認状況	177
表3-1-37	調査した都道府県における感染症指定医療機関の医療施設・設備等の確認や改善指導が不十分と考えられるもの	178
表3-1-38	調査した感染症指定医療機関における指定基準等に関する意見	180

(2) 国内で発生した感染症患者等の移送措置の実効性の確保

表3-2-1	感染症患者等の移送に関する規定	188
表3-2-2	「エボラ出血熱患者等の移送に係る消防機関の協力について」(平成26年11月28日付け健感発1128第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知)	191
表3-2-3	「自治体におけるエボラ出血熱対応についての調査結果」(平成26年11月10日時点)<抜粋>	193
表3-2-4	「国際的に脅威となる感染症対策の強化に関する基本計画～絶え間ない感染症の脅威に挑戦する日本のアクション～」(平成28年2月9日国際的に脅威となる感染症対策関係閣僚会議)<抜粋>	194
表3-2-5	調査した保健所における感染症患者等の移送手段・体制の確保状況	195
表3-2-6	島外の特定感染症指定医療機関又は第1種感染症指定医療機関への1類感染症患者等の移送手段を確保していないもの	197
表3-2-7	民間事業者との感染症患者等の移送に係る連携の実効性が確保されていないもの	198
表3-2-8	調査した保健所における移送協力先の消防機関との合同訓練の実施状況	200
表3-2-9	調査した保健所において消防機関と合同でエボラ出血熱患者等の移送訓練を実施しているもの(具体例)	201
表3-2-10	調査した保健所において移送協力先の消防機関との合同訓練を実施していないもの	202

